



事 務 連 絡
令和 4 年 1 0 月 7 日

社会保険診療報酬支払基金 御中

厚生労働省保険局医療介護連携政策課

新設医療機関等に係る顔認証付きカードリーダーの配送の取扱いの変更
及びQ & A（その 1 1）の送付について

新設の保険医療機関及び保険薬局（以下「医療機関等」という。）が、診療開始月の月初からオンライン資格確認の利用を希望する場合の顔認証付きカードリーダーの配送時期の取扱いについて、令和 5 年 4 月からオンライン資格確認の導入が原則として義務化されることを踏まえ、医療機関等における顔認証付きカードリーダー受領後のシステム改修等準備期間を十分に確保するため、下記のとおり変更していただくようお願いいたします。

なお、本内容に係る「医療提供体制設備整備交付金の実施について」（令和 2 年 7 月 3 日保連発 0703 第 1 号）の別紙「医療提供体制設備整備交付金実施要領」上の取扱い及び留意点について、別添の Q & A に整理しましたので、内容を御了知の上、関係団体及び関係機関に周知徹底を図るとともに、その取扱いに当たっては遺漏なきようお願いいたします。

記

・従前の取扱い

医療機関等からの依頼により貴基金が発行する「仮コード」による顔認証付きカードリーダーの提供申請を受けた後、医療機関等コードの代替として地方厚生（支）局が提供する「受付番号」が提示されたことをもって、貴基金から顔認証付きカードリーダーを発送する。

・変更後の取扱い

医療機関等からの依頼により貴基金が発行する「仮コード」による顔認証付きカードリーダーの提供申請を受け、メーカーに発注し発送準備が整った後、貴基金から顔認証付きカードリーダーを発送する。（下線部の取扱いを廃止）

以上